

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により東串良町長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和元年11月29日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和元年11月29日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス東串良店

肝属郡東串良町岩弘字街道添2682番2 外

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

令和元年7月8日

3 意見の概要

(1) 交通関係について

工事中において、周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すとともに、防犯騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

(2) 駐車・駐輪場について

防護柵、車止め等を設置するなど利用者の安全性の確保を図ること。

(3) 環境保全（騒音・廃棄物等）について

ア 店舗周辺には住宅もあることから、特に夜間帯における店舗運営については、静穏保持に努めること。

イ 配送車及び廃棄物収集車等の通行は経路、時間帯等を考慮し、騒音、振動等で周辺事業所、住民に迷惑をかけないこと。

ウ 廃棄物については、排出抑制とリサイクルに努めること。処分するときは廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令に基づき適正に処理すること。また、同法令に基づく報告や東串良町廃棄物の処理及び清掃に関する条例・規則に基づく計画書の提出も適切に行うこと。

(4) 建物について

建築基準法及び関係規定を遵守すること。